

令和6年度越谷市社会福祉審議会

第1回障害者福祉専門分科会 会議録

日時：令和6年7月3日（水）

9：30～11：15

場所：越谷市役所エントランス棟3階
会議室3-2、3-3

●障害者福祉専門分科会

○委員定数（17名）

○出席委員（12名）

高野 雅美	委員	越谷市手をつなぐ育成会
村山 勝代	委員	越谷市民生委員・児童委員協議会
鈴木 弘子	委員	ロービジョン友の会アリス
高橋 忠	委員	越谷市歯科医師会
桑原 礼子	委員	やまびこ家族会
会田 真理子	委員	越谷市ボランティア連絡会
愛甲 悠二	委員	埼玉県立越谷特別支援学校
中根 陽子	委員	埼玉県障害難病団体協議会
小澤 昭彦	委員	埼玉県立大学保健医療福祉学社会福祉子ども学科
横内 浩一	委員	公募委員
根本 ひかり	委員	公募委員
高橋 良江	委員	公募委員

○欠席委員（5名）

松田 繁三	委員	越谷市医師会
岡野 昌彦	委員	越谷市医師会
鈴木 美穂	委員	越谷公共職業安定所
望月 美恵子	委員	越谷市聴覚障害者協会
相澤 靖子	委員	埼玉県立越谷西特別支援学校

○事務局出席者（12名）

小田 大作	福祉部長
山崎 健晴	福祉部障害福祉課長
黒沢 和人	福祉部障害福祉課副課長
近藤 陽介	福祉部障害福祉課副課長
高橋 成人	福祉部障害福祉課主幹
木村 覚	福祉部障害福祉課主査
佐野 瞳	福祉部障害福祉課主任
丸岡 龍介	福祉部障害福祉課主任
金子 豊	子ども家庭部子ども福祉課長
市川 今日子	子ども家庭部子ども福祉課調整幹
飯島 克視	子ども家庭部子ども福祉課主幹
野中 奈保子	子ども家庭部子ども福祉課主査

1 開会

開会后、越谷市社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により、会議は委員の半数以上の出席で成立することを説明。障害者福祉専門分科会は委員総数17名のうち12名が出席しているので、会議が成立する旨を報告した。

続いて、事前配付資料、当日配付資料の確認を行った。

次に、委員及び事務局の自己紹介を行った。

2 分科会長及び副分科会長の選出について

越谷市社会福祉審議会条例・第5条第1項の規定に基づき、互選による選出を行った。分科会長に小澤昭彦委員が、副分科会長に高橋忠委員が推薦され、出席した全委員から承諾を得て選出された。

続いて、小澤分科会長、高橋副分科会長から挨拶をいただいた。

3 議事

議事進行については、越谷市社会福祉審議会条例施行規則第6条第2項の規定に基づき、小澤分科会長が議長となり議事を進行した。

また、本審議会が越谷市社会福祉審議会条例施行規則第5条の規定に基づき、原則公開であることを説明し、本日の傍聴希望者はいないことを報告した。

○報告事項（１）第５次越谷市障がい者計画の進捗状況について

事務局から資料１に基づき説明を行った。

質疑等（要旨）

【委員】

20ページの総括について、コロナの影響が落ち着いてきた中で伸びている事業とそうではない事業がある。計画期間の残りの２年間で、目標達成が難しいという事業があれば教えていただきたい。

【事務局】

例えば13ページの項目「②－２障害者地域適応支援事業の充実」について、令和２年度の本計画策定時の目標設定時の見込みが現実的ではなく、事業の性質からも今後大幅に実績値を伸ばすことが難しいため、目標達成は困難であると考えている。また、18ページの項目「③－１０全身性障害者介護人派遣事業及び知的障害者介護人派遣事業の充実」について、市単独事業として実施しているものではあるが、市の事業を開始した後に障害者総合支援法に基づき整備された移動支援事業などの障がい福祉サービスの利用が増えてきているため、本事業も目標達成は困難であると考えている。

【委員】

別紙の資料についてはどこかで説明いただけるのか。

【事務局】

別紙については181事業あるため、個々に説明をする予定はなく、後ほど資料をご覧いただければと考えている。

【委員】

報告書の項目が別紙のどこに載っているのか、項目番号が、どこと繋がっているのか資料の見方を教えていただきたい。

【事務局】

本日お配りした計画書の章立てに基づいて報告書を作成させていただいている。計画書が当日の配布となり説明不足で申し訳ない。

例えば、報告書の４ページ、項目名「④－４『障害者の日記念事業ふれあいの日』の充実」は、別紙の３ページのNo.18、また、計画書の53ページ一番上の行に掲載されている。計画書に載っている全ての取組を、報告書の別紙に掲載しており、その中でも数値目標を設定している項目を、資料１の報告書に掲載している。

【委員】

二点質問がある。一点目は16ページの項目名「②-2 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設」について、敷設予定の具体的な場所はどこか。二点目が11ページの項目名「補装具の利用促進」について、最近白杖が折れてしまったので白杖を申請したが、白杖の申請の補助金額が10年前と変わっていなかった。補助の見直し予定はあるのか。

【事務局】

まず一点目について、西大袋の土地区画整理事業の推進に併せて敷設していく予定と担当課に聞いている。

次に二点目について、視覚障がいのある方向けの安全杖については、例年、年間30~40件の補装具費を支給している。補装具費の基準は国の基準であるため、市で見直すことは難しいが、いただいた意見は受けとめさせていただき、機会を捉え国等に伝えていくよう努める。

【事務局】

補足させていただくと、先ほど国の基準に基づいて支給する補装具費について説明したが、この他に、市では日常生活用具の給付事業を実施しており、こちらはある程度市で対象とする用具等設定することができ、視覚障がいのある方に対しては、盲人用時計や読み上げの血圧計等がある。このように補装具、日常生活用具と二つのパターンがあり、できることについて検討したいと考えているので引き続きご意見等をお願いしたい。

【委員】

せんげん台駅西口の点字ブロックがボロボロの状態が続いていると当事者から聞いている。陥没した点字ブロックの補修についても検討していただけたらありがたい。

【事務局】

陥没した点字ブロックへの対応はもちろん一般的な道路の補修等の対応も重要であると認識している。一般的な道路の陥没等については、市のアプリを使うか市の維持管理課にお電話をいただくと、即時対応を検討する仕組みになっているため、皆様お気づきの点があれば、通報等いただきたいと思います。私も昨日、自分の通勤経路で穴が空いているところを見つけてため連絡したところ、その日のうちにアスファルトを入れて補修してあったのを今朝確認した。道路のように市で管理しているものは、このように対応するようになっているため、ぜひ維持管理課もしくはアプリにおいて情報提供をお願いしたい。

【委員】

18 ページの項目名「③－10 全身性障害者介護人派遣事業及び知的障害者介護人派遣事業の充実」について、どういう方を介護人として派遣しているのか、仕組みはどうなっているのか。

【事務局】

市が雇った派遣人を会場に派遣するのではなくて、この事業を利用される方が、ご自身で介助人を見つけ、その方に介助をお願いして報酬をお支払いするという仕組みである。

【委員】

親子や近隣の方や友人、親子関係でも介助人になれるのか。

【事務局】

親子関係だと報酬を払うというかたちにはならない。ご友人や近所の方を介助人として利用されている方はいる。

【委員】

そういうサービスがあることを初めて知った。この事業を周知すれば、より身近なものとして利用できる可能性があるのではないかと思う。

【事務局】

この事業は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスが整備される前から実施している事業である。現在は、この事業の積極的な利用というよりは、法整備により体系化された障がい福祉サービスのほうを優先して利用いただくことを考えている。

【委員】

では、国の方針として障がい福祉サービスを利用することになっているが、この事業を知っている方はこちらを利用できるのか。

【事務局】

この事業は、現在の障害福祉サービスの基本になっている障害者総合支援法ができる前に、元々埼玉県の実業としてスタートしたもので、埼玉県の実業を県内市町村が一緒に実施してきたかたちとなる。事業の対象となる方は、全身性の場合、身体障害者手帳1級の方、知的障がい者は、療育手帳[Ⓐ]とAの方というように、ご自身だけの外出等が難しい方が対象となっている。現在の法整備がされてからは、障害福祉サービスに切り替えていただいくようになってきているため、この事業を知らないというだけでなく、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスが支援の入り口になっているとご理解いただければと思う。

【委員】

資料において「障害」の「害」の字が、ひらがなと漢字のものが混在しているが、使い分けの根拠があれば教えていただきたい。

【事務局】

ひらがなと漢字の使い分けについては、今も継続しているものだが、「障害」の「害」の字がこの字でいいのかと、平成20年前後に特に盛んに議論されていた。その際に、越谷市では障害の「害」の漢字を使うのは、法律等において名称が決まっている「固有名詞」の場合で、これ以外の、一般名詞、普通名詞の場合にはできるだけひらがなの「がい」を使うと定めた。ひらがなと漢字で使い分けをしようと決めた自治体の多くがこの方針をとっている。行政組織の名前は、越谷市では漢字を使っているが、他の自治体ではひらがなにしているところもあり、様々な考え方がある。

【委員】

私は精神障がい者施設に日本画を通して20年間関わってきたが、例えば実行委員長を務めた障がい者フェスティバルの中に、精神障がいの方が入っていなかったことや、精神の相談は保健所管轄となっていることなど、精神障がいの方の位置づけがわからないことがある。身体障がい、知的障がいのある方と、精神障がい者のある方の位置づけがどう違うのか教えていただきたい。

【事務局】

精神障がい者に関しては、身体障がい者、知的障がい者の支援に比べると歴史が浅く、法律が成立したのが一番後で、手帳の制度も後から整備された。保健所では、精神福祉全般に関する相談窓口を持っている。一方で障害福祉課では、障害福祉サービスに関すること等を行っており、福祉分野で扱う部分と保健所で扱う精神保健の部分で、多少切り分けが必要になるが、越谷市には保健所があるので、両方の部分を越谷市で実施している。また、精神障がいのある方へのサービスの提供や、地域で生活していくために必要な施策については、本市の障がい者計画や、障がい福祉計画に位置付けている。

【事務局】

補足をさせていただくと、本日お配りした第5次障がい者計画の3ページをご覧ください。「計画策定の趣旨」についての文章で、その一番下の段落に「本市においても、これまでの障がい者施策の成果を受け継ぎつつ、今後も予想される障がい者数の増加や高齢化に伴う障がいの重度化・重複化、いわゆる『親亡き後』等を見据え、法制度改正などに迅速・的確に対応し、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達

障がいや高次脳機能障がいを含む)、難病の方々がともに、地域で分け隔てられることなく、いきいきと安心して暮らせるまちづくりを進めていく」と記載しており、この趣旨のとおり実務を行っている。もちろん性質によって対象が別れる事業等もあるが、趣旨は変わらず、第6次障がい者計画を策定したいと考えているため、ご意見等よろしくお願ひしたい。

【委員】

精神障がいのある子どもの親で、子どもに精神障がいがあることを隠していたり、子どもの将来を危惧し精神を病んでしまったという話を聞いてきた。市立図書館で開催した図画展では、子どもの名前を出さないようにして欲しいという親の声もあるなど、精神障がいのある方が世の中に認められておらず、障がいのある子どもが大人になったときにどうなるのか不安である。是非、精神障がい者のある方たちが社会に溶け込めるような政策をとっていただきたい。

【事務局】

本日お配りした第5次障がい者計画の13ページをご覧いただきたい。精神障がい者のある方の状況を掲載している。下段の表1-4が、精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移であるが、18歳未満で手帳を持っている方は平成28年度で54人だったが、令和2年度は95人と倍増している。さまざまな制度等が整う中で、手帳取得につながる方が増えていると考えているが、まだまだ手帳までたどり着かない方、また、本人や家族が心理的に手帳の取得をためらう方がいると推測するため、そういった方々に適切な支援につながるよう努めていきたい。

【委員】

先ほど精神障がいのある子どもや親についてのお話しは大変ありがたく頂戴した。また、市のほうも適切な支援をしていくというお話でありがたく思った。関連して、精神障害者を守る会やまびこ家族会では、月に1回の会をしており、年齢問わず、精神障がいについてお悩みの方や、長年障がいを隠し通している方など様々なお話を聞かせていただき、私たちは一緒に考えたり、時には泣いたりしている。そのような場があることの周知を市にお願ひしたいと思っている。以前よりも精神障がいに対する考え方が広がってきており、現代社会において、誰もがなり得るもので、隠すことでもない、恥ずかしいことでもないということを様々な事業や学校等でも啓発をしていただいている。

【議長】

情報提供に感謝する。機会があれば市でもやまびこ家族会の周知をお願ひする。

【委員】

18 ページの項目名「③－10 全身性障害者介護人派遣事業及び知的障害者介護人派遣事業の充実」について、先ほど説明のあった、「全身性障害者介護人派遣事業及び知的障害者介護人派遣事業」について、先ほどの説明の中で、障害福祉サービスに切り替えていくものとしていながら、数値目標を掲載しているのはなぜか。

また、18 ページの項目名「⑤－3 災害時支援バンダナの配布」について、これは目標枚数が令和5年度でそろそろなくなりそうになるが、再度作成するのかどうか教えていただきたい。

【事務局】

全身性障害者介護人派遣事業及び知的障害者介護人派遣事業について、障害福祉サービスの制度がない時期からこの事業を長年にわたって利用している方々が実際におり、その方々に寄り添うかたちで続けてきた事業のため、急に廃止するという事はない。しかし、現在は法定のサービスが整ってきており、こちらを利用したほうが、事故等に速やかに対応でき、サービスを提供する事業者への指導もできるため、利用を推奨しているとご理解いただきたい。

また、障がい者災害時支援バンダナについては、手帳取得の際に、重度の障がいのある方にお配りしている。このバンダナには四つのメッセージがあり、さまざまな障がいのある方に対応できるように作成している。メッセージが見えるようつけていただくことで、災害発生時に避難する際、また避難所等において、支援を受けやすくするものとして使用することを目的としている。今年度もバンダナ作成のための予算を確保しており、施策として引き続き実施していきたいと考えている。

【委員】

地域の安心・安全を推進するための取組として、私たち民生委員が特に関わっている「SOS」というものがある。基本的に民生委員が中心になり、研修した内容をそれぞれの地域に持ち帰り地域でまた検討する。災害に関しては、市内で塀が倒れかかっているところや道路にくぼみができているところを地域に持ち帰り、各地域の自治会でそれを検討するため点検もしている。これは日常の子どもの登下校時の安心・安全にもつながるため、必ず続けて推奨して欲しい。

それからバンダナの件は、災害時にと限定されていてほとんど目にしたことがない。普段でも障がいのある方と外出する機会に、私たちもバンダナを首にかけて頭にかぶったりしてみたが、配布実績に見合った数をまちの中でほとんど見かけない。災害時だけでなく日常でも使えるような雰囲気づくりで、もっと気軽にいろんな方が

身近にバンダナを身にまとえたら、「こういうときにサポートしてあげたらいいんだ」というように、障がいのある方への理解が進み支援が広がると思うため、もっとPRしたほうがいいのではないかと思う。

【委員】

災害時支援バンダナは、元々は江戸川区の耳が聞こえない方の団体が考案したものだ。耳が聞こえないことは見た目ではわからないため、災害時に帰宅困難者がいたときにも話しかけられたり、道を歩いていて自転車にベルを鳴らされたり、後ろからクラクションを鳴らされたりと苦しい思いをしている。バンダナをつけることで耳が聞こえないことを伝えるという方法を広げようと始まったものだ。全国でいろいろな耳が聞こえない方の団体と援助団体で「手話ができます」、「耳が聞こえません」等のカットを作り、災害時にバンダナをしている方は、耳が聞こえない方なのだとすることを理解いただくためにPRを行った。越谷では「耳が聞こえません」だけでなく、「目が不自由です」、「身体が不自由です」など様々な障がいのメッセージがついているが、難聴の方がバンダナを欲しいと市に伝えたら、まだ重度の障がいのある方でもらっていない方がいるため配布できないと断られたそうだ。他の障がいのある方でもそうだと思うが、耳が聞こえない方々も、耳が聞こえないことをわかってほしいけれども、普段から言いたいわけではなく、耳が聞こえないことを隠している人もたくさんいる。バンダナはそういう人たちにとって、いざというときには絶対必要なものだと思うため、障がいの重さに関係なく本当に欲しい人には是非配っていただきたいと思う。併せてお願いしたい。

【事務局】

障がい者のバンダナについて、先ほど災害時ということだけ伝えてしまったが、配布する際には、日常生活でも必要な際には着けてくださいと説明している。しかし、まちの中で着けている方が少ないことは把握しており、配布の際には、災害時にすぐ使えるように必ず持ち歩いていただくようお願いしている。また、バンダナの市民への周知について、越谷市では市内13地区で1年に1箇所ずつ大きな総合防災訓練を実施している。障害福祉課の職員がその訓練に参加し、それぞれの地区の方にバンダナを着用しているところを見ていただくなど地道に啓発活動を行っており、今後も継続して周知していく。また、広報紙等でも必要に応じて周知を行っていききたい。

バンダナの配布対象については、平成28年の配布開始以降、配布対象を広げてきた中で、予算の都合もあり、現在は重度の障がいのある方に区切らせていただいている。バンダナを補完するものとして、ヘルプマーク、ヘルプカードという、障がいに限らず、妊婦の方や援助や配慮が必要な方に着けていただくものがあり、現状として

はこちらで対応していただいている。こちらは、障がいの重さに限らず配布しており、ヘルプカードはホームページからダウンロードできる。

○報告事項（２）第６期越谷市障がい福祉計画・第２期越谷市障がい児福祉計画の進捗状況について

事務局から資料２に基づき説明を行った。

（訂正：１ページ「１ 福祉施設の入所者の地域生活への移行」令和５年度実績値「１人」は誤りで正しくは「０人」）

質疑等（要旨）

【委員】

２ページの「４ 福祉施設から一般就労への移行等」の最下段の「令和５年度における８割以上の就労定着率を達成している就労定着支援事業所の割合」について、就労定着率は、就労してからどのくらいの期間をもって達成の基準とされているのか。

【議長】

就労定着支援事業は障害者総合支援法に基づく事業で、就職後半年経過した方に提供する障害福祉サービスで、就労移行支援事業や就労継続支援Ｂ型事業の利用を経て就職した人でないと利用できない事業ということになっている。

【事務局】

就労定着率は、その就労定着支援事業所における過去３年間の総利用者のうち年度末時点で就労定着している人数の割合をいう。例えば、ある就労定着支援事業所の平成３０年度から令和２年度までの総利用者が４０人で、この４０人のうち令和３年３月３１日時点において就労を継続している人数が３２人である場合は、その事務所の就労定率は８割ということになる。この８割を達成している事業所が、市内全事業所８あるうちの７ということでこのパーセンテージになっている。

【委員】

精神障がいのある方の就労定着は難しい状況もあるため、事業所に対しても何％以上にならないければ目標達成されないから、もう少しプレッシャーをかけようというようになって欲しくない。数値だけに目を向けて欲しくないというのが基本的な気持ちにある。

【委員】

2 ページの「4 福祉施設から一般就労への移行等」の下から 2 段目の「令和 5 年度における就労定着支援事業の利用者数」について、令和 4 年度から数値が大幅に増加している。また、資料 1 の 12 ページの項目名「①-1 障害者就労支援センターの充実」の実績値について、相談件数の実績が大幅に増加しているが、算出方法や提供するサービスの質の部分で変更等があったか。

【事務局】

就労支援センターは業務委託により運営しているが、本計画期間中に委託業者の切り替えがあり、これを機に相談件数が増加している。質の低下や、カウント方法の変更はなく、利用者に寄り添った支援に努めていただいている。

○報告事項（3）第 6 次越谷市障がい者計画策定基本方針について

事務局から資料 3 に基づき説明を行った。

質疑等（要旨）

【委員】

パブリックコメントについて、意見募集箱または窓口を通してと書いてあるが具体的な方法についてもう少し詳しくお伺いしたい。

【事務局】

現在の想定としては、意見の募集期間を 1 か月程度で実施したいと考えており、実施について、市のホームページや広報紙等により広く周知する。また、意見の提出方法については、これまで通り意見箱を各地区センターなどの公共施設に設置するとともに、郵送、FAX、電子メール、電子申請等による受付を考えている。

4 その他

事務局から次回会議の開催予定について説明があった。（8 月下旬から 9 月）

5 閉会

閉会に伴い、副分科会長より挨拶をいただいた。

（以上）